

# 平成29年塩尻市議会6月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成29年6月19日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 4号 塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を  
改正する条例

議案第 6号 教育委員会委員の任命について

議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出3款民生費、10款教育費

議案第12号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

請願6月第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

### ○出席委員

|     |          |      |         |
|-----|----------|------|---------|
| 委員長 | 横沢 英一 君  | 副委員長 | 平間 正治 君 |
| 委員  | 金田 興一 君  | 委員   | 永田 公由 君 |
| 委員  | 中原 巳年男 君 | 委員   | 山口 恵子 君 |

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

|        |          |         |         |
|--------|----------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 竹村 伸一 君  | 議会事務局次長 | 横山 文明 君 |
| 議事調査係長 | 藤間 みどり 君 |         |         |

---

午前9時57分 開会

○委員長 皆様おはようございます。ただいまから6月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会の皆様の構成も変わりましたし、私ども職員も4月の人事

異動で大分大幅に変わっております。いずれにいたしましても、2年間これから御協議を願うわけでございます。特に、第五次総合計画の第2期中期戦略に来年から入ってまいり、ことし、その戦略を策定をしていく大事な年になります。どうぞよろしく御指導、御鞭撻をお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されたました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○**副委員長** 本日は議案及び請願の審査を行います。その後、引き続きまして協議会を開催をいたします。なお、視察の予定はございません。また、懇親会は午後5時45分から中信会館2階にて行いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** 次に、年度初めの委員会であり、委員も改選となりましたので、職員の皆様の自己紹介をしていただきたいと思っております。なお、部長は過日全員協議会で御紹介をいただきましたので、課長以上の職員についてお願いをいたします。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、係長につきましては名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、お願いをいたします。

[職員自己紹介]

○**委員長** ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますように御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用していただきたいと思っております。本委員会では、UDトークシステムという音声認識技術を使うことにより、リアルタイムで会議録を作成するシステムを使っておりますのでよろしくお願いをいたします。

---

**議案第4号 塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例**

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、議案第4号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。お手元でございます議案関係資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。

1の提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部が改正（平成29年3月31日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要としまして、主任介護支援専門員に係る規定を整理するものでございます。

3、条例の新旧対照表でございますが、次ページ10ページをごらんいただきたいと思っております。右側が現行、左側が改正案となっておりますが、この改正案の第3条（3）主任介護支援専門員というところがございまして、その施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいうというふうに改正をしたいものでございますのでよろしくお願いをいたします。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**副委員長** その改正になった部分を説明してくれない。

○長寿課長 主任介護支援専門員の定義の改正等が主な内容なのでございますが、今までこの主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員の更新研修というのが行われておりましたけれども、そういった更新研修を受けた者というふうに定義があったものが、これを原則5年ごとに更新されるよう見直しを行うという趣旨です。この内容につきましては、3職種が必要でして、介護支援専門員とそれから保健師と社会福祉士の規定がそれぞれあるわけですが、このそれぞれの内容が、今回のことも研修の期間というような内容ですけども、割合ちよくちよく頻繁にその部分だけが改正されたりするものですから、そこを細かくうたいますと、規則が変わるたびに条例を変えなきゃいけないというようなこともありまして、今回はそちらにあります、ちょうどアンダーラインを引いてある改正案のところですが、第140条の66の第1号イの(3)に規定するとしておくと、その規定の中が変わっても、この主任介護支援専門員の部分についてその都度煩雑な改正がなくて済むということもありまして、今回はこの規定をもってきて改正とさせていただくといった内容でございますのでよろしくお願いたします。

○委員長 いいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 これに、いわゆるその他これに準ずる者1人ってありますけども、いわゆる主任介護支援専門員というのは、この上にあるように3,000人以上6,000人未満ごとに1人置くと、こういうことでのいわけですか。

○長寿課長 基本的に3職種とも同じ内容になりますけども、大体この数の範囲でもって地域包括支援センターを置いているというような御理解をいただければ、ひとつわかりやすいかと思います。

○永田公由委員 いい、もう1点。それと主任介護支援専門員、その他これに準ずる者という、その他これに準ずるとはどのような資格の人ですか。

○長寿課長 基本的にはこの主任介護支援専門員を置かなければいけないですが、たまたまそういった者が当たらないというような場合には、経験のある介護支援専門員ですとかいうところでもって、県等とも相談して、こういう方だったら一時的にはいいでしょうというような、そういった、誰もいないと運営ができなくなってしまいますものから、そういったような意味合いがございます。基本的には、準ずる者というのはまずほとんど置かないと御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○山口恵子委員 地域包括支援センターの設置についてお聞きしたいんですが、3,000人以上6,000人未満ごとに置くということで、塩尻市では今後ですね、1カ所すがのの郷で地域包括支援センターを設置していきたいということをお聞きしているんですが、その3カ所でこの基準に、高齢化社会で、今後3カ所で十分賄われるのか、基準どおりになっているのか、その辺をお聞きしたいんですがお願いたします。

○長寿課長 今のところ西部圏域、東部圏域、北部圏域という3つの圏域に分けて地域包括支援センターを置く形をとっております。今は中央地域包括支援センターが西部圏域の地域包括支援センターも兼ねて、その分人数を多く置いて行っておりますけれども、今後、今委員さんおっしゃったとおり、西部圏域にも地域包括支援センターを1つ独立して置くということの予定でおります。一応今のところですね、市内ではその3圏域分の地域包

括支援センターに見合う職員配置でもってやっております。3,000から6,000というところでもって、急激に増減するということはないと思いますので、当面はこの3圏域の分で賄えるというふうに考えております。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第6号 教育委員会委員の任命について

○委員長 議案第6号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 議案第6号教育委員会委員の任命についてお願いします。議案関係資料は15、16ページになります。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。

委員4人のうち、小島佳子氏が平成29年6月30日に任期満了となることに伴い、嶋崎栄子氏を適任者と認め、任命しようとするものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定によりまして、委員のうちに保護者である者を含められるようにしなければならないこととされておりますので、任期中に小中学校の保護者であること、また、委員の地域バランスを考慮する中で、今回、塩尻中学校区内の塩尻東地区からの選任としたものでございます。略歴書は16ページになりますので御確認ください。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 今の説明で行くと、いわゆる保護者、子供が卒業した場合は変えなきゃいけないと、こういう法律になったわけですか。

○教育総務課長 法の規定では、保護者である者を含むとあるものですから、一応小中、我々は義務教育を管轄しておりますので、小中学校の保護者として捉えて、任期中に小中学校の保護者であることということで進めております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、大概の人は1期で終わっちゃうという理解だよな。

○教育総務課長 そうですね。大体お一人、お二人くらいのお子さんをお持ちの方であっても、今回の小島佳子氏がそうなんです、今中学2年生が下のお子さんになっていて、任期中に保護者から外れてしまうというところで考えていますので、大体1期、お子さん3人、4人いらっしゃる方であれば多分2期はできるかなということ

ころでございます。

○永田公由委員 だけど、それもつたいないよね。せっかくなれてやったのに、そういった規定で1期、せっかく意欲があつて続けてやりたいって言っても、あんた資格なくなるよっていうようなね、これ塩尻市で条例変えて何とかならんの。

○教育総務課長 まずは法の規定を順守したいなと思っておりますし、委員が教育委員4人いますので、お一人が保護者として1年で任期変わったといたしましても、ほかの残りの3名が再任というような形で、2期なり3期なりというように務めていただければ、カバーできるんじゃないかというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

○副委員長 ちょっと今の関連して、それは保護者でなければならぬで、ならない規定でしたっけ。

○教育総務課長 そのとおりです。ならない規定となっております。

○副委員長 ならないと。それはだから入れなきゃいけないということでもいいと思いますけれども、今回の場合は、それに加えて地域バランスを考えたということなんです、この方とかこの案に関係して反対とかそういうことではなくて、一般的なね、一般論としての選考基準として塩尻市はどういうものを備えているのかお聞きいたします。教育委員を選任していくときに、この1つの要件は、保護者でなければならぬというのがありますけれども、そのほかの部分についての基準。

○教育総務課長 教育委員会関係に関することですので、教育、学術、文化、幅広い観点でですね、委員の皆さんを選出していききたいところと、あとは偏った地域、あるいは年齢が偏らないように選任しているところがございます。

○副委員長 それは、その時の感覚でやるのか、内規なりで備えているのかについてお聞きします。

○教育総務課長 特段内規というものはありませんので、法の規定に従って、その時の感覚と言つてはおかしいんですが、適任者はやはりその時代時代で、その時々々の適任者がいると思いますので、各地域等に相談する中でですね、決めていくべきものと考えております。

○委員長 ほかにありませんか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号教育委員会委員の任命につきましては、全員一致をもって同意するものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出3款民生費、10款教育費

○委員長 議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、当委員会に付託されました部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）の資料13、14ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費1つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費、総合福祉システム改修委託料19万2,000円は、平成29年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、必要なシステムの改修を行うための委託料でございます。今回の報酬改定内容は、障害福祉の現場で働く職員の処遇改善を図るため、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行い、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みを構築することについて評価を行うための加算区分を新設するものでございます。報酬改定に伴うシステムの改修費用につきましては、補助率10分の10の国庫補助事業として実施いたします。

続きまして2つ目の白丸、障害者生活支援事業、障害者グループホーム施設整備事業補助金500万円は、市内で運営されている知的障がい者のグループホームが、施設の老朽化に伴い場所を移転して新しく施設を建築することとなり、本市の障害者グループホーム施設整備事業補助金の申請を予定しているため補正するものでございます。補助金交付の対象は、特定非営利活動法人春の小川が運営するグループホームこぶなの家の建てかえで、平成29年に建築工事を実施し、平成30年4月ごろの開所を予定しております。当該事業は、補助金交付の条件である県の社会福祉施設等整備事業補助金の対象事業であり、平成29年3月に補助金の交付決定を受けております。市の補助金額は、対象経費から県により決定を受けた補助金の額を差し引いた2分の1の額と上限の500万円を比較し、いずれか少ないほうの額で決定することとなっております。なお、土地代は補助の対象外となります。当該事業者が県に交付申請した際の対象事業費が3,751万7,000円であり、県の補助金額2,200万円を差し引いた額の2分の1の額が約770万円となるため、市で定める上限額を計上したものといたします。説明は以上です。

○**長寿課長** それでは、同じく民生費の1項社会福祉費でございます。5目介護保険事務費28節の操出金ということでございます。白丸の介護保険事業特別会計操出金、黒ポツの介護保険事業特別会計操出金ということで702万8,000円補正をさせていただきます。詳細につきましては、この後の介護保険事業特別会計のほうで説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○**教育総務課長** それでは、資料15、16ページになります。10款教育費2項小学校費及び3項中学校費、それぞれ2目の教育振興費の教育振興扶助費のうち就学援助費の増額補正になります。就学援助費につきましては、経済的な理由によりまして就学が困難と認められる家庭に対し援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としております。この就学援助費の支給額の算定基礎としております国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価が本年改正されまして、新入学用品費の予算単価が引き上げとなったことから、就学援助費の増額補正をお願いするものでございます。具体的には、小学校入学用品費2万470円が2万130円増額の4万600円に、中学校入学用品費2万3,550円が2万3,850円増額の4万7,400円にそれぞれ引き上げとなっております。対象児童生徒数の見込みでございますが、小学校が70人で140万9,000円の増額、中学生が本年3月に前倒し支給した今年度入学生徒69人と、来年度平成30年度の入学生徒になりますこれが70人の、合わせて139人となりまして、331万5,000円の増額となるものでございます。以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**永田公由委員** 1つは最初の14ページの障害者生活支援事業のほうですけどね、当初予算で組まなかったと

いう理由は何ですか。

○福祉課長 システムの改修につきましての。

○永田公由委員 じゃなくて、下の、春の小川のほうの500万円。

○福祉課長 こちらにつきましては、交付条件である県の補助金の交付を受けた者ということになっておりますので、その交付が今回3月、この29年の3月に交付決定されて金額が決まっております。それに伴いまして、市の補助金要綱に基づいて補助の決定をしていくものとなっておりますので今回となりました。

○永田公由委員 わかりました。

それともう1点いい、続けて。就学援助費がこの倍になったという理由は何かあるわけですか。

○教育総務課長 本市を含む19市もほとんど国の補助単価の要綱の金額を算定の基礎にしておりますが、昨今、子供の貧困というようなものが叫ばれる中でですね、国としても補助単価の見直しを行ってきたものと考えておりますので、一番金額的にも差が大きいといえますか、現実的に入学用品費というのは結構なお金がかかるはずですので、そこが今までは2万円台だったところを国のほうで補助単価の見直しという形をとったのだと。我々のほうもその限度額にあわせてですね、支給の額のほうを今回増額補正させていただきたいということで提案させてもらったものです。

○山口恵子委員 障害者グループホーム施設の関係でお聞きます。ここの施設は定員とか特に決まっているのかどうかということと、あと補助金の関係が県と市と両方から出ていますけれども、その適切な運営管理とか安全対策の確認をするのは県なのか市なのか、その辺お聞きます。

○福祉課長 今回のグループホームにつきましては、今現在、運営しているグループホームにつきましては、定員が4名ということで運営をしております。新たに新築で建てるグループホームにつきましては、定員を今5名という形で1名増員という形で予定をしております。県の補助要綱の中では今回4名から11名という補助要綱の中で決定をされております。補助金の事業の内容等につきましては、県の審査会がございまして、そちらのほうで全て建築内容ですとか費用についての審査を行ないましてそれに基づいて県の要綱の決定がされて、補助金の決定がされてきますので、市はそれに基づいて準じて決定していくというようなことで予定をしています。

○山口恵子委員 ここのこぶなの家に限らず、お聞きしたいんですけど、障がい者施設の運営とか管理者の問題、過去にもほかのところでいろいろなケースがありまして、今後そういう問題があってはいけないんですけども、あった場合の対応は県になるのか市になるのかその辺をお聞きます。

○福祉課長 グループホームの施設の設置につきましては県が許可した事業所によって、グループホームの設置がされておりますので、施設の設置に関する件につきましては県が指定をしているわけなんですけれども、それに基づきまして運営の状況等につきましては、市のほうでも事業所等に話をお聞きしたりする中で、状況を把握しております。ただ設置に関しましては、県の指定によって、設置されているものですので、県の設備等の条件というものに沿ったもので設定をしていただくということになります。

○山口恵子委員 わかりました。

○金田興一委員 これは多分、こぶなの家だと思うんですが、改修して12、3年ですか、それで改修するときには既存の建物を寄付なり何なりでいただいてそこへ改修をして入ったということなんですけど、今回新築ということなんで、それぞれ木造なら木造の耐用年数があるんで、ある程度のことはわかるんですが、いわゆるこれ今

後の中で、既存の建物を取得をして、グループホームに改修をしてやる場合に、当然このときも市からも補助出てるんですが、いわゆる開始後何年間ぐらいとかというような規定があるのかどうなのか。例えば極端なこと言えば、5、6年で新たに建てるというときにも改修費は全部出したというようなこともあったとすればかなり不効率だと思うんですが、この点はどうなのでしょう。

**○福祉課長** 今回対象となっておりますこぶなの家については、平成16年に開所したグループホームでございます。その際にやはり県の補助金と市の補助金両方の交付申請をしております、補助金の交付がされております。補助金要綱の中では、何年間というような規定は設けてないんですけれども、一応、建物の耐用年数ございます。中古で購入した場合もそうなんですけれども、耐用年数に応じまして、その施設を処分する際ですとか、そういった場合には市のほうに承諾を得ることになっております。今回の施設につきましては、県に補助金の交付申請をいたしまして、その後国のほうの予算を県が申請しております。その中でさまざまな市町村から施設の交付申請というものが出されるんですけれども、その中で、審査され、選択され、決定を受けた施設が新築ができるということになりますので、新しい施設を申請する場合も同じように交付申請をしていただく中で、審査会の中でどの施設に補助を決定してくかというのを県のほうで審査して、決定されるものでございます。

**○平間正治委員** ちょっと戻って恐縮なんですけど、山口委員のね、質問からもありましたけれども、要は運営上の視点どこが主体になるのかという話の中で、これは設置補助金はね、それは国なり、県なり市が見る分はいいんですけど、運営補助金ってのは出るんですか。県なり市からは。

**○福祉課長** 運営補助金というものは出ておりません。ですので事業所のほうで事業所の報酬を申請していただいて、その報酬を受けていただく中で事業の運営をしていただくということになっております。

**○平間正治委員** ていうと、その経理とか処遇とか実際の運営にかかわる何と言うんですかね、監察というか、その確認するっていうところは一義的にはじゃあ、設置補助金を出した県が負うということでもいいんですか。あつてはならないと思うんですけど、よしんば何かあった場合にね、一義的に県が責任を一番負うのか、あるいは市が負うようになるのかその責任の分野っていうのは課題になってくると思うんです。

**○福祉課長** 今回の施設の設置に関してましては、施設自体の設備等ですね、例えば防犯上のことですとか、そういった施設に関しての責任は審査は県で行っておりますので県になるんですけれども、事業としての運営に関しては運営の中で報酬を請求してくわけなんですけれども、それについての審査については市がお支払するときに審査しておりますので、運営については市へのその運営状況について審査してくんですけれども、建物自体の基準ですとか設置していくその建物について何を付けるか、どういった設備にするかっていうことに関しては県のほうの審査を通してということになっておりますので、県のほうで責任を持っていただくと。

**○平間正治委員** 設置についてのね、施設整備については県が審査して認可してるのでそれはそれでいいと思うんですけど、私たちがお聞きしているのは実際の運営上の中で課題があったりしたときには、どちらが責任を負うのかっていうことで、今のお話だと市がその運営の内容にはかかわっているんで、市が責任を負うっていうかその運営部分については市の監察範囲になるっていうことでよろしいわけですね。確認です。

**○福祉課長** 施設利用に関しましては市のほうで施設利用者に対して、利用の決定をしていくのでその辺については利用者からの苦情ですとか、施設内で生活している上において何かあった場合には、こちらに報告がされてきますのでその対応は市でしていきます。

○平間正治委員 いいです。

○委員長 いいです。ほかにはありませんか。よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので議案第11号、当委員会に付託された部分につきましては議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号中）当委員会に付託された部分につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第12号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第12号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは議案第12号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。議案の1ページをまずご覧ください。歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ、702万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51億3,352万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の組み合わせにつきましては、次のページの第1表をごらんいただきたいと思います。

第1表でございますけれども、6款繰入金1項一般会計繰入金としまして補正額が702万8,000円。それから右側のページの歳出でございますが、3款地域支援事業費1項介護予防日常生活支援総合事業費としまして補正額702万8,000円でございます。歳入歳出それぞれ51億3,352万6,000円とさせていただきます。

それでは1ページめくっていただいて、4ページ以降は歳入歳出予算事項別明細書になります。6ページまでそれぞれ御確認いただき、7ページ、8ページをお開きください。7ページの2歳入でございますが、6款繰入金1項一般会計繰入金ということでございます。先ほど一般会計のところでございますが、一般会計のほうから、702万8,000円を2目の地域支援総合事業繰入金として繰り入れするものでございます。隣の8ページの説明欄の黒ポツでございますけれども介護予防日常生活支援総合事業繰入金ということで、702万8,000円でございます。

1枚めくっていただいて、9ページ10ページをごらんいただきたいと思います。こちら3の支出で歳出でございますが、3款地域支援事業費1項介護予防日常生活支援総合事業費2目一般介護予防事業費ということで、右側のページの13節の委託料としまして702万8,000円でございます。その右側の説明欄でございますが、白丸、一般介護予防事業としまして、黒ポツの運動器機能向上継続事業委託料としましての702万8,000円でございます。この運動器機能向上継続事業委託料の内容でございますけれども、通所型のサービス支援

の利用期間6カ月を終了した方で継続希望者につきましては、一般介護予防事業としまして自己負担を求めた上で、実施をするものでございます。この事業につきましては、介護保険特別会計のほうに入っておりますけども、国、県等の負担金対象外としまして、全額塩尻市の一般会計繰入金で財源とするものでございます。実施期間としましては今年度から第7期介護保険事業計画の期間であります平成32年度までの4年間を予定しております。それから積算の内容でございますが、通所型サービスCの運動器機能向上特化型サービスの単価につきましては、基準としまして、1回当たり3,440円でございます。これは自己負担と市の負担と合わせた分の合計になります。利用される方の自己負担額は1回当たり1,000円としまして市の負担額は1回当たり2,440円ということでございます。29年度の対象者の予定としまして、120名を予定しております。それで2,440円が市の負担額ですけども、これが月に4回で6カ月掛ける120人という形で702万8,000円が今年度の予算額になります。そういう支出の予定ですので、よろしくお審議のほどお願いします。以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さまから質問はありませんか。

○山口恵子委員 一般介護予防事業っていうのは今まで市のほうでやっていた、いきいき貯筋倶楽部とかそういう事業ということでよろしいですか。

○長寿課長 委員おっしゃるとおり、いきいき貯筋倶楽部等につきましても、一般介護予防事業になりますが、そちらのほうは介護保険のメニューの中にといいますか、特会の財源の中に入っている部分でございますので、今回のこの補正をお願いする分については、その枠の外ということで全て市からの繰入金を財源にさせていただきます。ただ特会の中ではそれぞれ別の事業に呼ぶのはちょっと合わないところもありますので、財源は市から求めておりますけども、一般介護予防事業として入っております。

○山口恵子委員 お元気な高齢者の皆さんはそういった予防事業重要なことで、中でも継続をしていただくことが大事だということにいつも専門の方がおっしゃっていて、そういった事業に参加している間は筋力が低下を防ぐ、維持または増進ができるんですけど、いったんやめてしまうとまた低下をしてしまうということがこれまでも課題として指摘されていた部分で、こういった事業に取り組んでいただくことはとても重要なことだというふうに思います。お聞きしたいのはその自己負担1,000円っていうその考え方の基準というかその辺がお聞きしたいのと、ほかの市町村でも多分同じような事業はやっていると思うんですけど自己負担額は他市と比べて1,000円が妥当かどうか、その辺判断するにちょっとほかの市町村の状況も紹介していただければと思いますのでお願いします。

○長寿課長 確かに介護予防事業とか健康づくり全てそうですが、継続することが非常に大事だというふうに思っております。今回のこの継続を希望する方の一般会計からの繰入金を財源にしたこの事業につきましては、当然継続をしなければいけないアセスメントでそうなった方については継続とかいろいろあるんですが、今回今まで行ってきたこの事業の、今年からその総合事業の1つのメニューになっておりますけども、昨年まではそうではなくて二次予防というような二次予防事業ということで行っていた対象者の方がいらっしゃるんですが、その対象者の方々はずっと継続してやっていたので今度の総合事業の対象にならないような方が大勢いらっしゃいます。ただ今までずっとやってきたので、議員さんおっしゃったとおりそのまま続けることが大事ということではあるんですが、続けて欲しいと、続けさせてくださいというような話もありまして、ただアセスメント上はその事業を継続する対象者にはならない。ただそのならない方を何とか救ってほしいというようなことから今回の

補正予算をお願いをさせていただいてやっていると。そういう部分ではちょっと高めの自己負担であることは確かに事実なんです、高めの自己負担でも続けたいという話の中からですね、ちょっと高めの自己負担が設定されているということです。ほかの市町村では多分なさっていないと思います。そんなところでございます。済みません。そんなところで御理解いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○永田公由委員 これわざわざ運動器機能ってやっているのはどうということ。

○長寿課長 関節とか筋肉とかそういったものを全部ひっくるめて運動器って言ひます。ですので運動器の機能を向上させるっていう意味で運動機能じゃなくて、運動器の機能を向上させるっていうふうに御理解いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○永田公由委員 それでこれはどこでやるわけ。

○長寿課長 こちらにつきましては、今年度から始まりました総合事業の通所型サービスCと言われている2種類あるんですが、運動器の機能向上特化型コースというものと、その特化型コースプラス口腔、口の関係とそれから栄養の総合指導が入るそういったコース。この2つを取り扱うサービスCというのがあるんですが、このサービスCを提供する事業者。一応6事業者。その中の御希望のところでもって受けていただけるというようなことでもって説明をしまひっているというふうに理解をしております。大丈夫そうです。そういうことでよろしくお願ひいたします。

○金田興一委員 このいわゆる自己負担1,000円のあれですが、所得区分というのは関係なく全市民一律に1,000円と。こういうことでよろしいわけですか。

○長寿課長 特に所得区分ですとか資産区分というようなもの関係なく、1回あたり誰でも1,000円ということで設定をさせていただきます。

○金田興一委員 これは月なり週なり何回くらい。

○長寿課長 基本的には週1回ということで御説明をしております。

○副委員長 そうすると二次予防事業で本来なら終わりなんだけど、要望があったんで総合事業から外れちゃった人もつきましてはってこういうことの方でいいわけですね。でその二次予防から、その台帳から外れた人が120人ってということで新たに加えるとかそういうことはできないわけなんですよ。

○長寿課長 その介護予防の25項目のチェックリストですとかいうのをさせていただいて、この運動器機能向上事業に参加した方がいいっていう方がアセスメント上出てきましたら、その方は新規に入ってください。6か月間集中的にその機能を向上することをやっていただいて、一旦は卒業をしていただくということになります。そのほかにも地域で行っていますいきいき貯筋倶楽部ですとか、いろいろ公民館ですとかいろんなところでもってやっている講座や教室もありますので、運動器の機能を向上させていただいたらそちらのほうでそれをできるだけ維持していただくっていうのが基本的な考え方です。ちょっと話は大きくなってしまひますが、今後ですね地域の中で運動器の機能向上を取り組めるような自主組織、自主グループですとかそういったものを発展させていきたいっていうような思ひもございますので、ぜひそっちのほうにですね展開ができればというふうにご考慮いただければと思ひます。

○副委員長 それはこの事業はいいと思ひ、そういう展開をはかっていくのはいいと思ひなんです。いいと思ひなんですけどこの場合は対象者はどうなるのっていうことで今お聞きして、それがはっきりしないんですよ

ね。これどういう方を対象にしていくんですか。

○**長寿課長** 済みません。今年度予定している先ほど申し上げた120人の方は二次予防の教室に28年度いっぱいまで通っていらっしゃった方。一応その方を対象にしております。ただ今後につきましてはサービスCが終わった段階でどうしても続けたいという方が少なからずいらっしゃるもの数も来年度以降は少しずつ入れていきますので、そうするとどうしても少しずつ数が増えていく。というような一応4年間の試算させていただいております。以上です。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第12号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第12号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

これから10分間、11時5分に開会をさせていただきます。休憩を取りたいと思います。

午前10時55分休憩

午前11時 2分再開

---

#### 請願6月第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

○**委員長** それでは請願の審査を行います。請願6月第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきまして、審査を行います。事前に文書表が配付をされておりますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは委員の方より御質問、御意見ございましたらどうぞ。

○**永田公由委員** 採択しているで。採択で。

○**委員長** いいですか。はい。

それではただいま採択という意見が出されましたが、当委員会は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、請願6月第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。

意見書の案文が提出されておりますので、事務局のほうから配付をしてください。

それでは事務局から朗読をお願いいたします。

○**議事調査係長** それでは朗読させていただきます。義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たして

きたところですが。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件が整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。この案文に関しまして、何か御意見等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは案文の字句の訂正につきましては、正副委員長に一任を願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 そのようにさせていただきます。以上をもちまして当委員会に付託されました案件につきまして、審査を終了といたします。閉会中の継続審査の申し出がありますか。

○健康福祉事業部長 健康福祉からお願いをいたします。審議会閉会中におきましても、福祉行政や教育行政など様々な課題を抱えておりますので、継続して審査をいただけますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に一任をお願いしたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしということで、それでは最後に理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

○副市長 委員会をお開きをいただきまして提出をいたしました全ての議案をお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。御審査の中でいただいた御意見、これから行政の執行の中で十分活かしてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、平成29年度6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時 7分閉会

平成29年6月19日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印